



長野県報

2月20日(木)
平成26年
(2014年)
第2549号

目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害者支援課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(障害者支援課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障害者支援課) 2

都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課) 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課) 3

文化財保護条例に基づく長野県宝の指定(文化財・生涯学習課) 4

公告

総合評価一般競争入札(情報統計課) 4

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室) 6

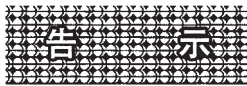
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課技術管理室) 6

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) 7

一般競争入札(7件)(住宅課) 7

一般競争入札(2件)(健康福祉政策課) 13

地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局) 14



長野県告示第92号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター	佐久市中込3400-28	平成29年2月28日

医療推進課

長野県告示第93号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
真誠堂薬局	伊那市中央4842	平成26年2月1日
ふたば本町薬局	茅野市本町東3-5	平成26年2月1日
シンサン薬局	佐久市中込3611-219	平成26年2月1日

障害者支援課

長野県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
インターファミリー薬局 上伊那郡南箕輪村8780-1	薬局 マツモトキヨシ伊那インター店 上伊那郡南箕輪村8780-1	平成25年12月1日

障害者支援課

長野県告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
西部マツノ薬局	上田市中央5丁目11番5号	平成25年10月31日

障害者支援課

長野県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

須坂市

2 都市計画事業の種類及び名称

須坂都市計画下水道事業 須坂市公共下水道

3 事業施行期間

昭和61年1月19日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第97号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
千曲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
千曲都市計画下水道事業 千曲市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年3月2日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第98号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市八坂字池ノ沢9828、字家ノ下9829、9831、字石原口17727、17728、字大林下17791のイ、字鷺畑ヶ10839、字宮裏10843、字うりをた10847から10850まで、10856、字うりうた10868、字大林17790
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第99号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩尻市大字片丘字東山9215の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第100号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字富草4481の2、5798の11、字南條236の1、236の8、字西條2546の1、2546の19、2546の24(国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字富草4481の2、5798の11、字西條2546の1、2546の19、2546の24(国有林)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第101号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡麻績村麻字芝トヤ8974の3、8974の5、字花水8975の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第102号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市大字旭字下芳尾2294の2、2294の3、2302、2309のロ、2316の2、2348のヌ、字上ノ山7477の2、7478の2から7478の4まで、字池尻3909、3910、3912のイの2、3912のロ、3915の1、3915のイの1、3924の1、3924の2、3926、字川上4020のイの1、4020のイの2、大字富倉字中野3531、3532、3545、3548の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下芳尾2309のロ、2316の2、2348のヌ、字上ノ山7477の2、7478の2から7478の4まで、字池尻3909・3910・3912のロ・3915の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、3924の2、3926(次の図に示す部分に限る。)、字川上4020のイの2、字中野3531、3532、3545、3548の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項の規定により、次のとおり長野県室に指定します。

平成26年2月20日

長野県教育委員会

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名
松田家斎館	1棟	千曲市大字八幡字森下3033番地23	千曲市大字八幡3033番地 松田孝弘

文化財・生涯学習課



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成26年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託 一式
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約の日から平成31年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 入札方法
 - ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)により行います。
 - イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書を入札書とともに提出してください。
 - ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円